愛南町地区集会所備品整備事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和元年9月2日

愛南町長 清水 雅文

愛南町地区集会所備品整備事業補助金交付要綱 (趣旨)

第1条 この告示は、住民の快適でゆとりある生活環境の形成及び活力ある地域の推進を図ることを目的とし、地域の自治組織が、愛南町立公民館条例(平成22年愛南町条例第9号)第2条に規定する公民館及び分館を除く、愛南町集会施設条例(平成16年愛南町条例第108号)第2条に規定する施設(以下「地区集会所」という。)での活動に必要な備品の購入に対し予算の範囲内で補助金を交付することに関し、愛南町補助金等交付規則(平成17年愛南町規則第5号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象組織)

第2条 この告示により補助金の交付を受けることができるものは、愛南町行政協力 員及び行政区に関する規則(平成18年愛南町規則第7号)第6条に規定する行政区 (以下「行政区」という。)とする。

(補助対象及び補助金額等)

第3条 補助対象及び補助金額等は、別表のとおりとする。ただし、補助金の額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする行政区は、愛南町地区集会所備品整備事業補助金交付申請書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

- 第5条 町長は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助 金の交付の適否及び補助金の額を決定し、愛南町地区集会所備品整備事業補助金交 付決定通知書(様式第2号)により、申請者へ通知するものとする。
- 2 前項の規定により交付決定を受けた行政区は、当該年度は、新たな補助金の交付決定を受けることができない。

(補助金の変更承認申請)

第6条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた行政区(以下「補助事業者」 という。)は、補助金の額に変更が生じるときは、愛南町地区集会所備品整備事業 補助金変更交付申請書(様式第3号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項に規定する申請により交付決定を変更するときは、愛南町地区集会 所備品整備事業補助金変更交付決定通知書(様式第4号)により補助事業者に通知 するものとする。

(補助事業の中止及び廃止)

第7条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ愛南町地区集会所備品整備事業補助金中止(廃止)承認申請書(様式第5号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了した日から起算して 14 日 以内に愛南町地区集会所備品整備事業補助金実績報告書(様式第6号)及び愛南町 地区集会所備品整備事業補助金精算払請求書(様式第7号)を町長に提出しなけれ ばならない。

(補助金の交付)

第9条 町長は、前条に規定する書類の提出を受けたときは、その内容を審査し、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、速やかに 補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

- 第 10 条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の全 部又は一部の返還を命ずることができる。
 - (1) 第6条第1項の規定による町長の承認を受けずに事業の内容を変更し、又は中止し、及び廃止したとき。
 - (2) 規則第16条各号の規定のいずれかに該当するとき。

(財産の処分の制限)

第 11 条 補助事業者は、補助事業により取得した備品を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、又は担保に供してはならない。 (その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この告示は、令和元年10月1日から施行する。

別表(第3条関係)

補助対象	補助金額等	補助要件
エアコン	補助率は5分の4とし、 補助金の額は80万円を 限度額とする。	1 修繕を除き、地区集会所で使用する備品(その性質又は形状を変えることなく長期間使用に耐える物)の2万円以上の購入に要する経費であること。
机、座卓、椅子、黒板(又はホワイトボード)、冷蔵庫その他町長が認めるもの	補助率は2分の1とし、 補助金の額は30万円を 限度額とする。	2 町内に事業所(支店を含む。) を有する備品取扱業者から購入 するものであること。 3 他の助成制度の対象とならな いこと。

愛南町地区集会所備品整備事業補助金交付申請書

				年	月	日
愛南町長	様					
			行政区名			
		申請者	代表者住所			
			氏名		E)
			電話番号			

愛南町地区集会所備品整備事業補助金の交付を受けたいので、愛南町地区集会所備 品整備事業補助金交付要綱第4条の規定に基づき、次のとおり申請します。

地区集会所名			
補助事業費			円
補助金交付申請額			円
事業の目的			
購入する備品の名称及び数量 等	名称	数量	金額
			円
			円
			円
			円
			円
			円

(注) 購入する備品の見積書の写しを添付すること。

愛南町地区集会所備品整備事業補助金交付決定通知書

愛南町指令 第 号年 月 日

様

愛南町長

年 月 日付けで申請のあった愛南町地区集会所備品整備事業補助金は、 次のとおり決定したので、愛南町地区集会所備品整備事業補助金交付要綱第5条の規 定に基づき通知します。

補助金交付決定金額	円
交付の条件及び指示	(1) この補助金は、本事業の目的以外に使用してはならない。(2) 町長は、申請者が偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたと認められるときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付を受けた補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

愛南町地区集会所備品整備事業補助金変更交付申請書

年 月 日

愛南町長様

行政区名申請者 代表者住所氏名電話番号

年 月 日付け愛南町指令 第 号で交付決定通知があった愛南町地区集会所備品整備事業について、事業の計画を変更したいので、愛南町地区集会所備品整備事業補助金交付要綱第6条第1項の規定に基づき、次のとおり申請します。

地区集会所名						
変更後の補助事業費						円
補助金変更交付申請額						円
変更理由						
		名称	数量		金額	
	()	()	(円)
						円
	()	()	(円)
						円
購入する備品の名称及び数量	()	()	(円)
等						円
•	()	()	(円)
						円
	()	()	(円)
						円
	()	()	(円)
						円

- (注) 1 購入する備品の変更後の見積書の写しを添付すること。
 - 2 変更前と変更後の内容が対比できるように、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

愛南町地区集会所備品整備事業補助金変更交付決定通知書

愛南町指令 第 号年 月 日

様

愛南町長即

年 月 日付けで申請のあった愛南町地区集会所備品整備事業補助金の 交付については、次のとおり変更したので、愛南町地区集会所備品整備事業補助金交 付要綱第6条第2項の規定に基づき通知します。

- 1 地区集会所名
- 2 変更後の補助金交付決定額

円

愛南町地区集会所備品整備事業補助金中止(廃止)承認申請書

年 月 日

愛南町長 様

 行政区名

 申請者 代表者住所

 氏名

 電話番号

年 月 日付け愛南町指令 第 号で交付決定通知があった愛南町地 区集会所備品整備補助事業を中止(廃止)したいので、愛南町地区集会所備品整備事業 補助金交付要綱第7条の規定に基づき、次のとおり申請します。

地区集会所名						
交付決定年月日及 び指令番号	年	月	日	愛南町指令	第	号
補助金交付決定額						
中止(廃止)の理由						
中止(廃止)年月日	年	月	日			
今後再施行の見込 みがあるときはそ の内容及び時期						

様式第6号(第8条関係)

愛南町地区集会所備品整備事業補助金実績報告書

年 月 日

愛南町長 様

行政区名 補助事業者 代表者住所

氏名

EI

電話番号

年 月 日付け愛南町指令 第 号により交付の決定を受けた事業について、愛南町地区集会所備品整備事業補助金交付要綱第8条の規定に基づき、その実績を報告します。

- (注) 1 購入した備品の領収書の写し
 - 2 備品の納入写真
 - 3 その他参考となる資料

愛南町地区集会所備品整備事業補助金精算払請求書

年 月 日

愛南町長 様

行政区名補助事業者代表者住所氏名印電話番号

年 月 日付け愛南町指令 第 号で交付決定の通知があった補助金の交付を受けたいので、愛南町地区集会所備品整備事業補助金交付要綱第8条の規定に基づき、次のとおり請求します。

補助金請求額 金 円

振込先金	金融機 関		銀行農協		支店 支所
預金種別	普通 • 当座	口座番号	口座名義	フリガナ	